

せいてきまいのりてい エルジービーティーキュー  
性的マイノリティ (L G B T Q) の ための パートナーシップ制度が  
できました。

パートナーシップ制度とは、一方 または 両方が 性的マイノリティである 二人  
が、手続きを すると、国分寺市から パートナーシップ宣誓書受領証 と カード  
がもらえます。

せいてきまいのりてい エルジービーティーキュー  
性的マイノリティ (L G B T Q) とは：

L:レズビアン (女性を 好きになる 女性)

G:ゲイ (男性を 好きになる 男性)

B:バイセクシャル (男性も 女性も 好きになる 人)

T:トランスジェンダー (体の 性と 違う 性で 生きたい 人)

Q:クエスチョニング (体の 性や 好きになる 人の 性が 決まっていな 人)

※L G B T Qに あてはまらない 人も います。

パートナーシップ宣誓書受領証：二人が パートナーであることを 誓う 書類を  
市が 受け取ったという 証明書です。

この手続きが できる 人は、下の すべてに あてはまる 人 です。

- ・手続きを するときに 20歳以上 である
- ・二人とも 国分寺市に住んでいる、または、ひとりが 国分寺市に 住んでいて、  
もうひとりが 3カ月以内に 国分寺市に 引っ越す 予定 である
- ・夫や 妻が いない
- ・ほかの 人と パートナーシップの 関係が ない

※ 二人の関係が、兄弟姉妹などで 法律で 結婚できないと 決まっている とき  
は、手続きできません。

手続きしたい 人は、問い合わせ先に 電話 または メール してください。  
詳しくは 国分寺市ホームページを 見てください。

<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1011887/1011901/1010392/1024634.html>